

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会

介護福祉機器貸出事業

利用できる方

渋川市にお住まいであり、以下に該当する方

○介護保険での貸出を受けられない方（要介護1以下）

※介護保険申請中、認定待ちの方も利用できますが、認定後、介護保険で貸出を受けられる状態になった場合は返却いただきます。

※介護保険で車いすの貸出を受けられる方でも、利用が一時的なものであれば貸出しできます。

○障害者で介護保険の対象とならない方

○疾病および傷害等のため福祉機器を必要とする方

貸出品目

ベッド 手動で背中がリクライニングするベッド
※高さ調整はできません。
※マットレスは付属しません。

車いす 自操用及び介助用



ベッド

自操用
ハンドリム付き



介助用
ハンドリム無し



費用

ベッド 5,000円

車いす 無料

※費用は福祉機器取扱業者へ直接お支払いいただきます

貸出期間

ベッド 上記利用要件を欠くまで

車いす 原則1ヶ月以内

※1ヶ月以上の利用をご希望の方はご相談ください。

利用の方法

- ① 社会福祉協議会の本所又は各支所へ来所
- ② 「福祉機器利用申請書」を記入
- ③ （車いすの場合）その場ですぐに車いすをお渡しします
- ④ （ベッドの場合①）後日、本会指定業者から、ご自宅等に訪問日程の調整連絡が入ります
- ⑤ （ベッドの場合②）ご自宅等の利用場所に、指定業者がベッドを搬入する際、利用代金（5,000円）を指定業者にお支払いいただきます

その他

各機器の破損による修理費用はご負担いただきます

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会

渋川市渋川1760番地1（渋川ほっとプラザ3階）

電話 0279-25-0500 FAX 0279-25-1721

ホームページ <http://www.shibukawa-csw.or.jp/>

MAIL shibukawa-csw@ap.wakwak.com